

様式第1号

寒河江市庁舎非常用発電設備整備工事の条件付き一般競争入札の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、寒河江市庁舎非常用発電設備整備工事の請負について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和6年4月25日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 寒河江市庁舎非常用発電設備整備工事
- (2) 工事の場所 寒河江市庁舎地内
- (3) 工事の種類 電気工事
- (4) 工事の概要 電気設備工事：非常用発電設備新設、燃料タンク新設
非常電灯盤新設、非常電源切替盤新設
付帯工事：既存遮音壁解体、基礎・舗装・フェンス工事
その他工事：地下タンク等廃止工事
- (5) 工期 契約の効力の発生する日の翌日から令和7年3月25日まで

2 入札の場所及び入札日時

- (1) 入札場所 寒河江市役所 4階 401会議室
- (2) 入札日時 令和6年5月10日（金）午前9時30分

3 入札参加の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可のうち、当該工事に対応する特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 次に掲げる要件を満たす監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は兼務できるものであること。
 - ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者証の交付及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (5) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (6) 建設業法第27条の2第9第1項に規定する（経営事項審査）電気工事の総合評定値950点以上であること。
 - (7) 寒河江市に本社又は営業所及び村山地域に本社（建設業法第7条第1号による経營業務の管理責任者を置く営業所）を有する者であること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等
寒河江市中央1丁目9番45号 寒河江市役所 財政課 施設マネジメント推進室
電話番号0237-85-1930
- 5 入札参加申請書等
入札への参加を希望する者は、入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認に必要な書類を、次に掲げる期間内に提出するものとする。
- (1) 受付期間 令和6年4月25日から令和6年5月7日まで
(市の休日を除く。)
 - (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（受付期間の最終日にあつては午後4時）
(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 受付場所 寒河江市役所 財政課 施設マネジメント推進室
- 6 入札保証金及び契約保証金等
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 寒河江市契約に関する規則第5条の規定に基づく寒河江市建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すること。
- 7 その他
- (1) この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。
 - (2) 低入札調査基準価格を設定する。
 - (3) 入札参加者は積算内訳書を入札時に提出すること。
 - (4) 詳細については、入札説明書による。